

令和8年3月13日
道路局路政課

「占用制度のあり方に関する専門部会」の設置・開催について ～ 占用制度のあり方の方向性を議論～

国土交通省道路局は、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会における議論等を踏まえ、占用制度のあり方について議論を進めてまいります。

このため、「占用制度のあり方に関する専門部会」を設置し、第1回委員会を以下の通り開催します。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け設置された「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の第2次提言において、地下占用物の安全性を確認した旨や、点検結果などを報告するなど共有を図ることを制度化するとともに占用許可条件として規定する仕組みを検討すべきであるとされました。これを受けて、道路法施行規則の一部が改正され、令和8年4月1日より、道路管理者が占用物件の安全性や維持管理の状況について確認できるよう、道路占用者に対して、占用物件の安全性に関する報告及び地下占用物連絡会議等が必要と認める場合における点検結果等の報告を求めることとなります。

また、同第3次提言において、地下空間について、道路管理者と占用者が連携して占用物の点検計画等の確認を行うことによる適切な維持管理の実施や正確な位置を含む占用物情報の把握について早期に進めるべきであるとされ、令和7年12月19日に開催された社会資本整備審議会道路分科会第87回基本政策部会においても、占用物の維持管理方法や位置等の正確な把握等について議論が行われたところです。

こうした議論等を踏まえ、占用制度のあり方の方向性を議論するため、有識者からなる「占用制度のあり方に関する専門部会」を設置し、第1回委員会を開催します。

1 日 時 令和8年3月17日(火)15:00～17:00

2 場 所 中央合同庁舎2号館高層棟地下1階 国土交通省第2会議室A
(東京都千代田区霞が関2-1-2)

3 委 員 別添のとおり

4 議 題 (1) 占用制度の概要及び占用物件の維持管理に関する最近の動向について
(2) 占用物件の維持管理に関する道路管理者から占用者への対応について
(3) 占用制度のあり方に関する専門部会の進め方

5 その他

・報道関係者に限り、冒頭挨拶まで会場での傍聴・カメラ撮影が可能です。

・傍聴・カメラ撮影を希望される方は3月16日(月)12:00までに以下の通りメールにてご連絡ください。

件 名:【カメラ撮影希望】占用制度のあり方に関する専門部会

本 文:氏名(ふりがな)、所属、連絡先(メールアドレス)

送付先: hqt-roadoccupy@gxb.mlit.go.jp

※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

・会議資料、議事要旨については、後日、国土交通省ホームページに掲載します。

【問合せ先】

道路局 路政課 道路利用調整室 専門調査官 星野

代表: 03-5253-8111(内線 37374)、直通: 03-5253-8481

別添

占用制度のあり方に関する専門部会 委員名簿

(50音順、敬称略)

おおぐし 大串	ようこ 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授
おばた 小幡	じゅんこ 純子	日本大学大学院法務研究科 教授
こじま 小島	ふひと 武仁	東京大学大学院経済学研究科 教授 ・マーケットデザインセンター長
みうら 三浦	しの 詩乃	中央大学理工学部都市環境学科 准教授
よしざわ 吉澤	たかし 隆	埼玉県県土整備部長
よしだ 吉田	ゆみ 由美	日本自動車ジャーナリスト協会理事